

船舶事故調査報告書

令和2年1月22日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和元年8月4日 10時30分ごろ
発生場所	広島県尾道市岩子島西方沖 長太夫礁灯標から真方位073° 1,400m付近 (概位 北緯34° 22.6′ 東経133° 09.2′)
事故の概要	水上オートバイ信長丸は、西南西進中、低速力で南進中のプレジャーボートアサカに衝突した。
事故調査の経過	令和元年8月8日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート アサカ、5トン未満（長さ8.5m） 280-38258広島、サンセイジェネリック株式会社 B 水上オートバイ 信長丸、0.1トン 273-13219広島、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、特殊小型
負傷者	なし
損傷	A 左舷船尾部外板に擦過傷 B 左舷船首部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、家族1人を乗せ、クルージングの目的で南進していた。 船長Aは、左舷船尾方から水上オートバイが高速で接近してきたので危険を感じ、速力を落として同オートバイを先に行かせたところ、左舷船尾方からA船に向けて航行するB船を認めた。 A船は、約1ノットの速力（対地速力、以下同じ。）となった時、その左舷船尾部にB船が衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、海水浴場を出発し、船長Bが、出発時に船首方に他船を認めなかったため、B船の右舷船首部にある冷却用排水口からの水の出具合や両手にはめたグローブの状況を気にしながら徐々に加速し、約40km/hの速力で西南西進した。 B船は、船長Bが、顔を上げたところ、船首方至近にA船を認めてとっさに右転したものの、その左舷船首部がA船に衝突した。
分析	A船は、船長Aが左舷船尾方から高速で接近してきた水上オートバイに危険を感じ、速力を落として南進中、B船が衝突したものと考えられる。

	<p>B船は、西南西進中、船長Bが、右舷船首部にある冷却用排水口からの水の出具合や両手にはめたグローブの状況を気にしながら航行したことから、速力を落として南進中のA船に気付くのが遅れ、A船に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、出発時に船首方に他船を認めなかったことから、周囲に他船はいないと思い、右舷船首部にある冷却水用排水口からの水の出具合や両手にはめたグローブの状況を気にしながら航行したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、B船が、西南西進中、船長Bが、周囲に他船はいないと思い、右舷船首部にある冷却用排水口からの水の出具合や両手にはめたグローブの状況を気にしながら航行したため、速力を落として南進中のA船に気付くのが遅れ、A船に衝突したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、航行中、周囲に他船がないと思わず、継続して適切な見張りを行うこと。</li> </ul>